

第1205回経営委員会議案

(議決事項)

平成26年1月14日

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

日本放送協会放送受信規約の一部について、「放送受信料額の改定」「放送受信料立替払いの取扱事業者の拡大」「口座振替利用届等の書面による提出の省略」等のため、平成26年4月1日から、次のとおり変更したい。

なお、本議案決定のうえは、放送法第64条第3項の規定に基づき、総務大臣あて認可申請を行う。